

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第6回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和6年8月27日(火) 10:03 ~ 11:00

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 5人(定数5人)
大坪 知弘
大坪 稔
高田 亜朱華
平井 佐和子
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 5人(定数5人)
河村 敏昭
小陳 武志
長嶋 良昭
野中 篤志
松本 茜

【使用者代表委員】 3人(定数5人)
庄崎 秀昭
初田 寿
山口 洋志

【福岡労働局】 小野寺 労働局長
田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡地方最低賃金審議会の意見に係る異議の申出について(諮問)

(2) 福岡地方最低賃金審議会の意見に係る異議の申出について(答申)

(3) その他

5 審議内容

会 長 　　ただ今から令和6年度第6回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。
　　なお、本審議会は公開となっております。
　　ただし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には私の方で会議を非公開とすることがあることを申し述べておきます。
　　その場合、傍聴者におかれましては、一旦、退室していただきますので、あらかじめお伝えしておきます。
　　それでは、本日の委員の出欠及び定足数につきまして、事務局に報告を求めます。

室長補佐　　本日は、使用者代表委員の松本恭子委員と伊藤委員が御欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数を満たしており、本日の本会議は成立をしていることを御報告します。

会 長 　　ありがとうございます。
　　本日の議事録の確認ですが、
　　労働者代表委員　小陳委員
　　使用者代表委員　庄崎委員
　　にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小陳委員
庄崎委員

(承諾)

会 長 　　それでは、続きまして事務局は本日の配布資料の説明をお願いいたします。

室長補佐

(本日の配布資料の説明)

会 長 　　はい、ありがとうございます。
　　それでは、議事に入ります。
　　議事(1)福岡県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について(諮問)でございます。事務局から説明をお願いします。

室長補佐　　令和6年8月9日付けで答申をいただきました福岡県最低賃金の改正決定について異議申出の公示を行ったところ、3件の異議申出の書面が提出されました。
　　読上げ、その後、福岡労働局長から異議申出について意見を求める諮問をさせていただきます。

室長補佐

資料No.1 異議申出書（平和・労働・人権 北九州共闘センター）

資料No.2 令和6年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

（福岡県労働組合総連合）

資料No.3 2024年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

（福岡県医療労働組合連合会）

異議申出書3件を朗読。

会長

はい、どうもありがとうございました。

室長補佐

それでは、福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問いたします。

事務局

（会長あて諮問文手交）

会長

事務局は、諮問文の写しを配付してください。

事務局

（諮問文（写）配付）

会長

事務局は、諮問文を読み上げてください。

室長補佐

（諮問文（写）朗読）

会長

それでは、ただ今労働局長から福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出につき諮問がありましたので、これにより異議申出について審議をいたします。

異議申出に対する最終的な御意見については、後ほど発言をいただきたいと考えておりますけれども、その前に各側において個別に協議をしていただく時間を取りたいと思っております。協議の時間として10時40分までお願いいたします。

事務局は労使委員をそれぞれの控室に御案内をお願いします。

（労使代表委員退室）

（労使代表委員入室）

会長

それでは、審議を再開いたします。

では、異議申出に対する御意見を労働者側委員からお願いいたします。

小陳委員

はい、労働者側委員の小陳です。

いただきました3団体からの御意見ですけれど、答申どおり改正がされても生活を十分に賄うに足る水準なのかという点、あるいは人材流出率も含めた地域間格差の課題など、私たちの視点と重なる課題や認識、重なる内容が指摘されていると思います。その上ですが、やはり現行の最低賃金の制度の中で、3者でしっかりと3要素を踏まえて審議をして合意を見出す制度でもあります。今回は加えてできるだけ1日も早く改正をすべきという視点も持った中で、十分審議が尽くされた結果として、今回の答申に至ったと思っております。

また、今回の審議を経て私どもも改正どおりの答申をしても、なお福岡の最低賃金水準については課題を残すと認識をしておりますけれども、今回の審議経過を踏まえれば、そういった課題も含めて、また引き続き審議を来年度も行われると思うところでもあります。そういう意味で今回私どもとしては、答申どおりの改正を行うべきであると考えております。

一点、その結論に直接関わる点ではありませんが、御意見の中であった点で議事録等の公開は十分されていない、遅いのではないかとという視点については、確かに今年は少し遅いのではないかと感じは私もしております。今後は当然審議が詰まった中で大変であると思いますが、少し対応を御検討いただきたいということを併せて申し伝えたいと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員の御意見をお願いいたします。

庄崎委員

はい、使用者側委員の庄崎でございます。

使用者側委員の意見をお伝えします。先ほどの異議申出書を受けて検討しました。

まずは、私ども使用者側も物価上昇、それから賃上げの今年の状況を見て一定の最低賃金の引上げは必要ということで臨んだところです。その上でデータに基づいて引上額を具体的に提示して審議をしていったという結果でございます。

最終の答申案につきましては51円プラスの992円ということで、これにつきましては、中小企業、小規模事業者へ与える影響が非常に大きいと、現下の厳しい状況下では倒産、廃業、強いては働く人たちの失業にもつながるといったことが懸念されるという理由で最終的には反対の理由としたところであります。

今回の異議申出は992円より、さらに増額を求められているということを認識しておりますが、その結果から言いますと使用者側の主張とは相容れないものだと思っております。

さらに申し上げますと答申に付議された決議を政府等に求めています、中小企業、小規模事業者の経営環境の整備というのを早急に図ることが、今最優先なことだと考えているところであります。

これらのことから、再審議の必要はないと使用者側としては判断しているところ

であります。

この旨、会長に御報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、各意見といたしまして労働者側委員の方からは3件お寄せいただいた意見からは最低賃金の水準であるとか、人材流出、それから地域間格差などの問題意識というものは共有されるけれども、そう言った点を踏まえて、3要素を軸に検討して審議をしてきたという経緯があるということでございます。そしてこういった十分に審議を尽くしたということがあり、一日も早く改正決定をすべきということから課題はあるけれども、その点については引き続き検討することで答申どおりとすることが妥当であるという御意見であったと理解しております。

使用者側からは、物価上昇や賃上げの状況といったことから一定程度の最低賃金の引上げというものは必要であるけれども、最低賃金審議会としてはデータに基づいて審議をしてきて、そしてこの結果については中小・小規模事業者に大変影響が大きく、反対してきたという経緯がある。その点からすると今回いただいている意見とは若干意見が異なる点はあるけれども、それでもやはり付帯決議の内容を早急に実現するということが一番重要であるといった御意見であったかと思えます。

結論的には、答申どおりで妥当であるというような御意見だったと理解しております。

私からですが、若干印象めいたお話をさせていただきますと、今回3件の異議申出をいただきまして、いずれも貴重な御意見であると思料いたしているところでございます。特に内容につきましては、我々としても十分に考えていかなければならないところではございますけれども、十分にこれまで、しっかりと審議を重ねてきて、データに基づいて議論をしてきたということから、御意見としては頂戴することによって考えていきたいと思っております。しかしながら、今後の進め方、特に審議の公開及び議事録の公開等につきましては、まだ検討の余地はあると考えておりますが、結論をお約束できるというお話ではございませんけれども、今年の施行を踏まえまして、来年以降の行い方についても、今後検討を続けていきたいと思っております。

以上の次第でございまして、公労使委員で議論を重ねてきた結果としての答申であるといったことから、労働者側委員、使用者側委員の意見と同じく8月9日付の答申のとおりで良いと思っております。

以上のように労働者側委員、使用者側委員からの意見に加えまして、8月9日の答申というのは、審議会専門部会での公益、労働者側、使用者側との間における審議、議論を重ねた結果による答申でございまして、今回提出いただきました異議申出につきましては、再審議の必要はないと考えております。

したがって、8月9日付の答申のとおり福岡県最低賃金の改正決定の金額は992円で決定することが妥当であるという結論としたいと思っておりますけれども、委員

の皆様方はいかかでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、福岡県最低賃金の改正決定の金額 992 円を内容とする令和 6 年 8 月 10 日付け答申どおり決定することが適当であるといった結論で確認いたしました。

それでは、次に議事 (2) 福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について (答申) です。

事務局は、答申文 (案) の準備をお願いいたします。

事 務 局 (答申文 (案) を会長に確認)

会 長 事務局は、答申文 (案) を配付してください。

事 務 局 (答申文 (案) 配付)

会 長 事務局は、答申文 (案) を読み上げてください。

室長補佐 (答申文 (案) 朗読)

会 長 この内容で答申してよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 それでは、労働局長に答申をいたします。

会 長 (答申文を労働局長に手交)

会 長 事務局は、答申文の写しを配付してください。

事 務 局 (答申文 (写) 配付)

会 長 それでは、ただ今答申いたしました。

今後の事務手続き等につきまして、事務局は説明をお願いいたします。

室長補佐 (官報掲載手続、発効日について説明)

会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、ここで労働局長から御挨拶いただきます。

労働局長 (お礼の挨拶)

会 長 はい、どうもありがとうございました。
それでは議事（3）の「その他」につきまして、委員の皆様から何かございます

各 委 員 (特になし)

会 長 事務局から何かございますか。

室長補佐 (今後の日程等について説明)

会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。
本年度の福岡県最低賃金につきまして、暑い中お集まりいただきまして、そして何
度も議論を重ね御審議をいただきました。大変感謝申し上げます。
どうもありがとうございました。